

別記 仕様書

愛媛県立長浜高等学校渡り廊下屋根修繕業務にかかる仕様書

1 施工場所

学校名 愛媛県立長浜高等学校

所在地 愛媛県大洲市長浜甲 480 番地 1

2 履行時期

契約締結日から令和 6 年 8 月 26 日（月）まで

3 取替修繕内容

項目名	摘要	数量	単位
既存屋根撤去			
屋根・柱撤去費	土間ツラまで撤去	1	式
同上運搬処分費		1	式
柱足元穴モルタル補修	材工共	1	式
アルミ屋根新設	YKK カーポート加工		
エフルージュツイン FIRST 基本 H	JCD W5136H-3J 5062×2355	1	セット
エフルージュツイン FIRST 基本 H	JCD W5136L-3J 5062×2800	1	セット
施工費		1	式
L加工費		1	式
D加工費		1	式
ハツリ費		1	式
雑材消耗品費		1	式
電気工事			
自販機電源移設復旧	既設配線・配管手直し共	1	式
諸経費			
諸経費	養生、清掃費含む	1	式
消費税及び地方消費税			
合計			

4 安全管理

業務の実施においては、作業場所の整理整頓に努め、安全に留意して事故防止に努めるとともに、関係法令を遵守し、安全管理の徹底を図ること。

5 その他

特記事項

- (1) 作業の実施日程等について学校担当者と協議し、学校運営に配慮した日程とすること。
- (2) 撤去した廃棄物の処理は、受注者の負担により関係法令を遵守して、受注者の責任において処理するものとする。

一般事項

- (1) この修繕業務は契約書及び本仕様書に基づき施工するものである。
- (2) 作業内容に軽微な変更が生じた場合は、契約金額の範囲内で実施すること。
- (3) 契約の履行に際し、学校敷地内の設備等を損傷させた場合、学校担当者に報告の上、修繕実施個所であるか否かを問わず、受注者の負担により早急に補修を行うこと。
- (4) 契約期間中または完了後に生じた不良個所で明らかに受注者の責に起因すると認められる事項については、受注者の責任において、速やかに措置するものとする。
- (5) 修繕完了後 1 年以内に作業の不備により不具合を発生した時には、速やかに受注者の負担において取替又は修繕すること。
- (6) 受注者が本件の実施に伴い知り得た情報については、これを他に漏らしたり、他の目的に使用したりしてはならない。
- (7) 修繕の状況について、工程ごとに写真を撮影すること。
- (8) その他、疑義が生じたときは、発注者と受注者とで協議の上決定する。